

出生届を提出されたかたへ

- ・次に該当されるかたは手続きを行ってください。詳細は各担当課へお尋ねください。
- ・**印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。**

項目		出生届後の手続き	窓口	必要なもの
☐	児童手当 (※裏面の「児童手当請求について」をご覧ください)	○児童手当の申請をしてください ※原則、請求月の翌月分から支給されます。出生した月のうち又は出生日の翌日から15日以内に申請しないと児童手当を受給できない月が発生します ※出生日の翌日から15日目(土、祝日及び年末年始の休業日)にあたる場合、翌営業日を15日目として申請を受け付けます ○年上のお子さまについて、現在児童手当を受給中の場合、「児童手当 額改定請求書」を提出 ○現在、児童手当を受給中でない場合、「児童手当 認定請求書」を提出 ※父母のうち、所得の高いかたが申請者になります ○保護者が常勤の公務員(独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く)の場合は、職場での請求になります。印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員、日本年金機構・全国健康保険協会(旧社会保険庁)職員の場合は、市役所への請求が必要となります。	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	・申請者名義の通帳(受給中の方には不要) ・厚生年金等の加入者は、健康保険証、資格確認書等(お持ちの場合) ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード等) ・児童が別居している場合は児童のマイナンバー確認書類 ※代理人が申請する場合は上記の書類に加え下記の書類が必要です ・委任状等の代理権の確認できる書類 ・代理人の本人確認書類
☐	子ども医療費助成 (※ひとり親家庭等医療費助成は子育て政策課での手続きとなります)	○医療証の交付申請をしてください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ※ひとり親家庭等医療費助成は子育て政策課での手続きとなります	・お子さまの加入している(または加入予定の保護者の)健康保険証、資格確認書等(お持ちの場合) ・申請者の顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード等) ※詳細は「子ども医療費助成の手続方法」ページをご覧ください。
☐	国民健康保険加入者	○お子さまが勤務先などの保険に加入しない場合は国民健康保険の加入手続きをしてください	2番窓口 保険課 【TEL0465-33-1845】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	・窓口に来られる方の本人確認書類 ※出生届の提出のみでは国民健康保険への加入手続きとはなりませんので必ず担当窓口へお越しください
☐	出生子のお母さまが国民健康保険加入者	○国民健康保険料の産前産後期間分の免除の手続きが必要な場合があります	1C窓口 保険課 【TEL0465-33-1834】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	・母子健康手帳等
☐	出生子のお母さまが国民年金第1号被保険者	○国民年金保険料の産前産後期間分の免除の手続きをしてください	1A窓口 保険課 【TEL0465-33-1867】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・年金手帳 ・母子健康手帳等
☐	保育所在園のお子さまがいる、または保育所入所申込みをされているかた 幼稚園・認定こども園在園のお子さまがいるかた 認可外保育施設などの無償化の認定がされているお子さまがいるかた	○届出(申請)事項変更届出書により出生を届け出てください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	・窓口に来られるかたの本人確認書類
☐	市営住宅に住所をおくかた	○入居世帯員の変更の手続きがあります	5階 建築課 【TEL0465-33-1553】	
☐	井戸水を使用して公共下水道に接続しているかた	○世帯人員数の変更の届け出が必要です 手続きについてはお問い合わせください	上下水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】	

■お子さまの父母が障害年金を受給しているかた

項目		出生届後の手続き	窓口	必要なもの
☐	障害厚生年金の受給者 (1、2級のみ)	○年金額改定(子の加算)を請求できます。詳細は年金事務所へお問い合わせください	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】	○年金事務所へお問い合わせください
☐	障害共済年金の受給者 (1、2級のみ)	○年金額改定(子の加算)を請求できます。詳細は加入されていた共済組合へお問い合わせください	加入されていた共済組合	○加入されていた共済組合へお問い合わせください
☐	障害基礎年金のみの受給者	○年金額改定(子の加算)を請求できます。詳細はお問い合わせください ※障害厚生年金をあわせて受給されているかたは年金事務所へお問い合わせください	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】 1A窓口 保険課 【TEL0465-33-1867】	○お問い合わせください ※障害厚生年金をあわせて受給されているかたは年金事務所へお問い合わせください

裏面もご覧ください。

■お子さまが外国籍のかた、父・母が特別永住者のかた

項目		出生後の手続き	窓口	必要なもの
☐	在留資格取得許可 (生まれた子が外国籍のかた。 ※特別永住者を除く)	○在留資格の取得許可申請をしてください ※60日間を超えて日本に滞在しようとする場合、出生から30日以内に申請してください	住居地を管轄する地方入国管理官署	○地方入国管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター(0570-01-3904)へお問い合わせください
☐	特別永住許可 (父母いずれかの在留資格が特別永住者のかた)	○特別永住許可の申請をしてください ※出生から60日以内に申請してください	3C窓口 戸籍住民課 【Tel0465-33-1386】	・出生届記載事項証明書または出生届受理証明書 ・特別永住者である父または母の住民票の写し、もしくは特別永住者証明書 ・生まれた子の住民票の写し

□出生連絡票および低体重児届出票について【子ども若者支援課Tel0465-46-7025】

- ・ご家庭に訪問して赤ちゃんとお母さんの相談をお受けします。その際等に、子育て応援給付金(お子様1人につき5万円)支給申請書をお渡しします。
- ・また、赤ちゃんが2500g未満で生まれたときは母子保健法第18条に基づいて、その旨を届け出る義務があります。なるべく早くお出しください。

□予防接種について【子ども若者支援課Tel0465-46-7037】

- ・医療機関での接種となります。母子健康手帳をお持ちになって医療機関で接種を受けてください。

□児童手当請求について【子育て政策課Tel0465-33-1453】

- ・平成24年4月から始まった制度です。

〈支給額・支給対象年齢等〉

第〇子	第1子・第2子	第3子以降
年齢区分		
3歳未満 (3歳の誕生日まで)	15,000円/月	30,000円/月
3歳～18歳に達する日以後最初の3月31日まで	10,000円/月	

※この表の「第〇子」は、上の表の児童と、19歳から22歳の子(*)のうち、年長の子から数えて何番目に当たるかを表します。

*18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後最初の3月31日までの子で、受給者が監護に相当する日常生活上の世話をし、かつ生計費等の負担をしている旨の申立書を提出した子

〈支給月〉

偶数月	2月(12・1月分) 6月(4・5月分) 10月(8・9月分)	4月(1・3月分) 8月(6・7月分) 12月(10・11月分)
-----	---------------------------------------	--

- ・請求のあった月の翌月分から支給されますので、出生日の翌日から15日以内または出生月のうちに届出をしてください。
- ・保護者が常勤の公務員(独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く)の場合は、職場での請求になります。印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員、日本年金機構・全国健康保険協会(旧社会保険庁)職員の場合は、市役所への請求が必要となります。

□児童扶養手当(ひとり親の手当)請求について【子育て政策課Tel0465-33-1453】

- ・未婚のかたが、お子さまを出産された場合、児童扶養手当が支給されることがありますのでご相談ください。

□子ども医療について【子育て政策課Tel0465-33-1453】

- ・子ども医療費助成は、お子さまが医療機関にかかったときに、保険診療で支払う医療費の自己負担額を助成する制度です。
→通院、入院とも:0歳～18歳到達後の最初の3月31日まで

□出産育児一時金について【保険課Tel0465-33-1845】

- ・国民健康保険の加入者で、医療機関等への直接支払い制度を利用されていないかたは保険課にお問い合わせください。

□マイナンバーカードの申請について【戸籍住民課Tel0465-33-1384】

- ・出生届の提出に併せてマイナンバーカードの申請ができるようになりました。
- ・申請者が1歳未満である場合、顔写真なしのカードとなります。また、顔写真ありを希望することはできません。
- ・申請から1週間程度で簡易書留により郵送されます。申請の混雑状況等により日数が前後します。

□個人番号(マイナンバー)通知書について【戸籍住民課Tel0465-33-1384】

- ・マイナンバーカードを申請した場合
届出後、1週間程度でカードとお子様の個人番号(マイナンバー)通知書が簡易書留により郵送されます。
- ・マイナンバーカードを申請しない場合
届出後、3週間程度でお子様の個人番号(マイナンバー)通知書が簡易書留により郵送されます。
マイナンバーを至急確認する場合は、マイナンバーが記載された住民票をご請求ください。

□住民票コード通知について【戸籍住民課Tel0465-33-1386】

- ・届出後、数日で世帯主あてにお子様の住民票コード通知票が郵送されます。

※小田原市のホームページでも、詳しくご案内しています。<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>

住民窓口: マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口